

# 大町市就学援助費支給要綱

## ○大町市就学援助費支給要綱

平成4年2月19日  
教育委員会訓令第1号  
改正 平成16年3月19日教委訓令第2号  
平成20年11月27日教委訓令第1号  
平成22年8月3日教委訓令第2号  
平成25年5月28日教委訓令第1号  
平成26年6月1日教委訓令第3号  
平成29年3月27日教委訓令第1号  
平成29年12月25日教委訓令第6号  
平成31年1月23日教委訓令第1号  
平成31年3月20日教委訓令第2号  
令和元年8月23日教委訓令第2号

(趣旨)

第1 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童(同法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。)若しくは生徒(同法第18条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。)又は就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し就学に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資するため必要な事項を定めるものとする。

(支給対象経費等)

第2 就学援助費の支給対象経費、支給の内容及び支給対象学年は、別表のとおりとする。

(支給金額)

第3 第2に掲げる支給対象経費に係る支給額は、国の定める額の範囲内とする。ただし、修学旅行費、医療費、学校給食費及び通学費については予算の範囲内で実費を支給することができるものとする。

2 前項の支給額は、他の制度に基づき支給された額を除くものとする。

(支給対象者)

第4 支給対象者は、市内に住所を有する児童若しくは生徒(以下これらを「児童生徒」という。)又は就学予定者の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、別表に定めるクラブ活動費、生徒会費及びPTA会費の支給対象者は、第1号に定める要保護者に限る。

(1) 要保護者

生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、学校給食費、通学費、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費については、同法第13条の規定によりその児童生徒に係る教育扶助が行われている場合並びに新入学児童学用品費等及び新入学生徒学用品費等については、同法第12条の規定によりその児童生徒又は就

学予定者に係る生活扶助が行われている場合の保護者を除く。)

(2) 準要保護者

ア生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者  
で、次のいずれかの措置を受けたもの

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づ  
く市町村民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

(オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(カ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定  
に基づく国民年金の掛金の減免

(キ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく  
保険料の減免又は徴収の猶予

(ク) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児  
童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け

イア以外の者で職業安定所登録日雇労働者であるもの

ウ学校長及び民生委員(民生委員が不在等の場合にあつては、福祉事務所長。以  
下同じ。)が特に援助を必要と認める状態にある次のいずれかに該当する者

(ア) 職業が不安定で、経済的に生活が困難と認められる者

(イ) PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

(ウ) 学校納付金の納付が遅延しがちの者又は学用品、通学用品等に不自由し  
ている児童生徒の保護者で生活が極めて困難と認められるもの

(エ) 経済的理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者

(オ) 不慮の災害、事故、疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、  
生活が困難と認められる者

エその他教育委員会が特に支給する必要があると認める者

(受給申請)

第5 就学援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就学援  
助申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、児童生徒の在籍する学校の  
長(以下「学校長」という。)の意見を付し、学校長を経由して教育委員会に提出  
しなければならない。ただし、第4第1号に規定する要保護者は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の  
小学部を含む。)の入学前に新入学児童学用品費等の支給を受けようとする者は、  
就学予定者が入学する学校の長を経由して申請書を教育委員会に提出するものと  
する。この場合において、入学する学校の長の意見は要しない。

3 第4第2号イに規定する者にあつては、前項の申請書のほか、第4第2号イに該  
当することを証明する書類の写しを提出しなければならない。

4 第4第2号ウに規定する者にあつては、申請書に民生委員の意見を付して提出し  
なければならない。

(支給の認否の決定)

第6 教育委員会は、第5の申請を受けたときは、申請の内容を審査し、支給の認否を決定のうえ学校長及び申請者にその旨通知するものとする。

2 教育委員会は、必要に応じて前項の決定を民生（児童）委員に通知することができる。

(支給期間)

第7 就学援助費の支給期間は、4月1日に始まり翌年3月31日で終わるものとする。

2 支給期間の中途から認定を受けた者の支給期間は、申請書受領月日が月の15日以前の場合はその月から、16日以後の場合は翌月から始まるものとする。

3 支給期間の途中で認定を取り消した者の支給期間は、認定を取り消した日の属する月（月の初日に当たるときはその前月）で終わるものとする。

(認定の取消し等)

第8 教育委員会は、年度途中において、世帯の経済状況の好転による辞退、市外の学校へ転学又は死亡等により支給を必要としなくなったときは、認定を取り消すものとする。

2 教育委員会は、虚偽の申請により支給を受けていることが判明したときは、認定を取り消し、既に支給した就学援助費の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(支払方法等)

第9 学用品費、通学用品費、給食費については、3期に分けて支給するものとし、その他の支給対象経費については、その都度支給するものとする。

2 就学援助費の支給は、第6の規定により受給資格があると認定された者（以下「受給者」という。）の指定した金融機関の預金口座に、口座振替により支給するものとする。ただし、学校納付金の納入が滞った場合には、受給者の委任により学校長が当該就学援助費を代理受領し、学校納付金の滞納額に充当することができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学校給食費については、受給者から就学援助費の学校給食費への充当申出書（様式第2号）の提出があった場合は、大町市財務規則（昭和55年大町市規則第2号）第66条に規定する公金振替により、就学援助費の一部を学校給食費に充当するものとする。

4 医療費は、学校長が提出する学校病被患者調書及び医療券支給台帳（様式第3号）に基づき支給するものとし、当該経費の支払いについては、医療機関からの請求に基づき、当該医療機関に直接支払うものとする。ただし、やむを得ず個人負担分として支払った医療費は、その者からの請求に基づいて支払うことができるものとする。

5 修学旅行費及び校外生活費については、学校長からの対象児童生徒に係る修学旅行費実績報告書（様式第4号）又は校外活動費実績報告書（様式第5号）に基づいて支給する。ただし、必要に応じて概算支給することができるものとする。

6 体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費については、それぞれの経費の支払又は領収を学校長が証する支払証明書（様式第6号）に基づき支給する。

(報告事項)

## 大町市就学援助費支給要綱

第10 学校長は、支給認定に係る対象児童生徒が年度の中途において転学、死亡等により就学援助費の支給を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日教委訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の大町市就学援助費給付要綱の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月27日教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年8月3日教委訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の大町市就学援助費給付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月28日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月1日教委訓令第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月27日教委訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の大町市就学援助給付要綱の規定により、大町市立美麻小学校第5学年として新入学児童生徒学用品費等の給付を受けた者については、改正後の大町市就学援助支給要綱の規定による新入学生徒学用品費等は支給しない。

附 則 (平成29年12月25日教委訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年1月23日教委訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日教委訓令第2号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月23日教委訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第2関係)

支給対象経費	支給の内容	支給対象学年又は年度
学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費	全学年
通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費	新入学児童学用品費等又は新入学生徒学用品

大町市就学援助費支給要綱

		費等の支給対象とならない学年
校外活動費	児童生徒が校外活動（修学旅行を除く。）に参加するため直接必要な交通費及び見学料等。ただし、宿泊を伴う活動については学年を通じて1回を限度とする。	全学年
修学旅行費	児童生徒が参加する修学旅行に要する経費のうち直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきその他の経費	修学旅行を実施する学年
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道、剣道、スキー、スノーボード又はスケートの用具に限る。）で、当該授業を受ける児童生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費。ただし、クラブ活動費として支給されている経費を除く。	小学校第1学年から第3学年まで及び小学校第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー、スノーボード又はスケート用具 中学校第1学年から第3学年までの期間にあつては、左に掲げる用具のうち、いずれか1つの用具 ただし、大町市立美麻小中学校にあつては、それぞれそれらに準ずる期間とする。
新入学児童学用品費等	小学校に入学する者（年度の当初において、支給の対象として認定された児童に限る。）又は翌年度大町市立の小学校に入学を予定する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	小学校第1学年又は満6歳に達する年度
新入学生徒学用品費等	中学校に入学（義務教育学校後期課程においては進級）する者（年度の当初において支給対象として認定された児童生徒に限る。）又は大町市立の中学校に入学を予定する小学校第6学年の者（当該年度の2月1日現在で認定されている児童生徒に限る。）が通常必要とする学用品費及び通学用品費の購入費	中学校第1学年又は小学校第6学年のいずれかの学年。ただし、大町市立美麻小中学校にあつては第7学年又は第8学年のいずれかの学年とする。
医療費	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による疾病の治療に要する費用（社会保険等に加入している	全学年

大町市就学援助費支給要綱

	場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額)	
学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する児童生徒の学校給食に要する費用の実費	全学年
通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により、片道通学距離が児童にあっては4キロメートル以上、生徒にあっては6キロメートル以上(特別支援学級の児童生徒にあっては、通学距離を問わない。)通学する場合の交通費。ただし、遠距離通学費補助金の交付対象となる児童生徒の通学費を除く。	全学年
クラブ活動費	小学校又は中学校のクラブ活動(課外の部活動を含む。)の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童生徒全員が個々に用意するものの購入費及び当該活動を行う児童生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費	全学年(要保護者に限る。)
生徒会費	小学校又は中学校の生徒会費(児童会費、学級費及びクラス会費を含む。)として一律に負担すべきこととなる経費	全学年(要保護者に限る。)
PTA会費	小学校又は中学校において、学校、学級、地域等を単位とするPTA活動に要する費用として、一律に負担すべきこととなる経費	全学年(要保護者に限る。)

(注)

- 1 小学校には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。
- 2 中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。

# 大町市就学援助費支給要綱

様式第1号（第5関係）

## 就学援助申請書

大町市教育委員会 殿 年 月 日

提出先学校名			前年度受給の有無	有	無		
申請者(保護者)氏名			電話番号（昼間）				
住所	(行政区)						
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	勤務先（職業）	学校名	学年・組	収入
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
援助を受けたい理由 (該当に○)	<p>※1～6に該当する方は民生委員の意見は不要です。</p> <p>1 生活保護が廃止又は停止になりました。</p> <p>2 市民税が課税されていません。</p> <p>3 市民税、事業税、固定資産税の減免を受けています。</p> <p>4 国民年金の掛金の減免又は国民健康保険税の減免を受けています。</p> <p>5 児童扶養手当の支給を受けています。</p> <p>6 生活福祉資金の貸付を受けています。</p>						
	<p>7 保護者が職業安定所登録日雇労働者です。(証明する書類の写しを添付のこと)</p> <p>※8～10に該当する方は民生委員の意見が必要ですので、裏面をご記入ください。</p> <p>8 職業が不安定で生活が困難です。</p> <p>9 災害、事故、疾病等により生活が困難です。</p> <p>10 その他</p>						
<p>就学援助を受けたいので申請します。</p> <p>なお、大町市教育委員会が就学援助の認定に当たり、私と私の世帯員全員の税務資料、年金資料、児童扶養手当受給状況等を調査することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>							
<p><b>委任状</b></p>							
<p>私は、就学援助費の支給に当たり、<span style="float: right;">学校長を代理人と定め、就学援助費請求等に関する一切の権限を委任します。</span></p> <p>また、学校納付金に滞納が生じた場合は、当該就学援助費を滞納額に充当することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>							

様式第1号 裏面

援助を受けたい理由が8～10に該当する方は、世帯の状況を具体的に記入してください。

〔記入例 保護者がリストラを受けアルバイトで生計を維持しているため。保護者が病気で長期入院することとなり働けない状況となったため。など〕

【世帯の状況】

---

民生委員(又は福祉事務所長)の意見

民生委員氏名 ㊟  
(又は福祉事務所長名)

認定された場合には、就学援助費を下記の口座に振り込んでください。  
(振込口座を記入してください。)

金融機関	銀行・農協 組合・金庫	支店・本店 支所・本所
口座番号	ふりがな	
	口座名義	

※ここからは、保護者の方は記入しないでください。

学校長意見

学校長氏名 ㊟

様式第2号（第9関係）

就学援助費の学校給食費への充当申出書

年 月 日

大町市教育委員会 殿

私は、大町市の学校給食の提供を受ける下記児童生徒の 年度の学校給食費について、大町市から支給される就学援助費の額から、当該就学援助費の支給期日をもって支払うことを申し出ます。また、申出の撤回を行わない限り、当該年度の学校給食費について、この申出のとおり支払います。

なお、就学援助費が支給されなくなった場合は、大町市学校給食費の徴収に関する条例及び大町市学校給食費の徴収に関する条例施行規則に基づき、学校給食費を口座振替等により支払います。

申出者 (保護者等)	フリガナ				児童生徒から見た続柄
	氏名	印			
	住所	〒			
	連絡先	電話番号	携帯電話など日中に連絡のとれる電話番号 — —		
提供を受ける 児童生徒氏名	学校名	大町市立	学校	学年	年
	フリガナ				
	氏名				

※この申出書は、提出日から当該年度の3月31日まで有効となります。ただし、当該児童生徒の就学援助費等が支給されなくなった場合は、その時点で無効となります。

# 大町市就学援助費支給要綱

様式第3号(第9関係)

年度 学校病弱者調査及び医療券支給台帳

学校長

印

医療券 番号	発行月日	要事 の別	学年・組	児童生徒氏名	性別	生年月日	保護者名	住所	疾病の種類	医療機関名	初診月日	診療 日数	医療費総額	左の内訳		精算月日	備考
														保険者負担	市負担		
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	年 月 日	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

(注) 太線内は、学校にて記入すること。

\*疾病の種類は、次のとおりである。 トフコーマ、扁桃炎、白癩、疥癬、濃縮疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症)、アデノイド、う歯、寄生虫病

様式第4号（第9関係）

## 修学旅行費実績報告書

年 月 日

大町市教育委員会 殿

学校長 印

1 実施年月日

年 月 日 から 年 月 日まで

2 目的地

\_\_\_\_\_

3 参加児童生徒数

\_\_\_\_\_人

4 参加した要・準要保護児童生徒数

\_\_\_\_\_人

参加者氏名

5 経費の明細

別紙明細書及び証拠書類のとおり

様式第5号（第9関係）

## 校外活動費実績報告書

年 月 日

大町市教育委員会 殿

学校長 印

1 該当学年等

\_\_\_\_\_

2 実施年月日

年 月 日 から 年 月 日まで

3 目的地

\_\_\_\_\_

4 参加児童生徒数

\_\_\_\_\_人

5 参加した要・準要保護児童生徒数

\_\_\_\_\_人

参加者氏名

6 経費の明細

区 分	一人あたり経費	補助対象経費	摘 要
交通費			
入場料・見学科			
その他			
合計			

※経費に係る証拠書類等は別添のとおり

様式第6号（第9関係）

## 支 払 証 明 書

年 月 日

大町市教育委員会 殿

\_\_\_\_\_ 学 校 長 \_\_\_\_\_ 印

下記の児童生徒について、就学援助費の対象となる経費について支払を証明しますので、就学援助費を支給してください。

記

対象経費	年 組	児童生徒氏名	経費の内容	金額

※添付書類

保護者から提出された申請書及び領収書

- 様式第1号 (第5関係)
- 様式第2号 (第9関係)
- 様式第3号 (第9関係)
- 様式第4号 (第9関係)
- 様式第5号 (第9関係)
- 様式第6号 (第9関係)